

成年後見の申立実務について

令和2年10月30日

弁護士 熊田 憲一郎（愛知県弁護士会）

第1 成年後見制度を取り巻く現況（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 —平成31年1月～令和元年12月—」）

1 成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用状況（令和元年12月末時点）

総数は224,442人（対前年比2.9%増）

うち ・成年後見 171,858人（1.3%増）

・保佐 38,949人（8.5%増）

・補助 10,983人（9.1%増）

・任意後見 2,652人（1.6%増）

2 新規申立件数（令和元年）

総数は35,959件（対前年比1.6%減）

うち ・成年後見 26,476件（5.4%減）

・保佐 6,745件（7.1%増）

・補助 1,990件（32.8%増）

・任意後見 748件（2.1%減）

うち 市町村長申立 7,837件（全体の22.0%）

なお、名古屋家庭裁判所に対する申立件数1,345件のうち市町村長申立は266件（19.8%）

3 成年後見の開始原因（令和元年）

・認知症 63.3%

- ・知的障害 9.7%
- ・統合失調症 8.9%
- ・高次脳機能障害 4.5%
- ・遅延性意識障害 1.0%
- ・その他（発達障害, うつ病, 双極性障害, アルコール依存症, てんかん等）
12.5%

4 申立の動機（令和元年）

- ・預貯金等の管理, 解約 40.6%
- ・身上保護 21.8%
- ・介護保険契約 10.5%
- ・不動産の処分 9.2%
- ・相続手続 7.9%
- ・保険金受取 4.0%
- ・訴訟手続等 2.5%

5 選任される後見人の属性（令和元年）

- ・親族 21.8%
- ・親族以外 78.2%
 - うち 司法書士 37.7%
 - 弁護士 27.8%
 - 社会福祉士 18.4%
 - 社会福祉協議会 4.4%
 - 行政書士 3.5%
 - 市民後見人 1.1%

第2 成年後見の申立について

1 申立権者

本人，配偶者，四親等内の親族，市町村長等

⇒申立の検討を開始する段階で申立権を有する人がいるか，その中で実際に申立人になってくれそうな人がいるか，を意識しておく必要がある。

2 市町村長申立について

(1) 根拠法令

老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2

(2) 市町村長申立の要件

= 「その福祉を図るために特に必要があると認める」とき

Q. 申立権限を有する親族がいる場合は市町村長申立はできない？

A-1

平成17年7月19日厚生労働省通達（障碍発第0729001号）

「市長村申立てに当たっては，市町村長は，あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること」 ※2親等＝孫，きょうだい，祖父母

⇒申立権限を有する親族がいても，「近い親戚」の存在が確認できない場合には市町村申立を行うことができる。

東京高等裁判所平成25年6月25日決定

「本人は体力の低下のみならず、認知症と診断されるなど判断能力の低下も認められるところ、抗告人(※本人の子)による本人の介護状況は、極めて不適切であるとの評価を免れないものであるから、本人の保護の必要性が高い状態であったといえることができる。それにもかかわらず、抗告人において、本人について成年後見開始等の審判を申し立てることは、期待できない状況である。

したがって、相手方による本件申立て(市町村長申立)は、老人福祉法32条の『その福祉を図るために特に必要があるとき』の要件を満たすものであるから、同申立ては適法である。」

⇒ (2親等以内の)親族がいても、その親族による申立が期待できない場合には市町村申立を行うことができる場合がある。

3 申立にあたっての注意事項

(1) 申立先(管轄裁判所)

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

「住所地」＝生活の本拠(≠住民票上の住所)

(2) 申立時の必要書類

- ・ 申立書
- ・ 診断書(診断書の作成を依頼する医師に鑑定について予め説明しておく)
- ・ 鑑定連絡票
- ・ 本人情報シート(新しく書式に追加)
- ・ 本人に関する照会書
- ・ 候補者に関する照会書
- ・ 本人の戸籍謄本、住民票

- ・本人の「登記されていないことの証明書」
- ・候補者の住民票又は戸籍の附票
- ・申立人の戸籍謄本等

(3) 申立から選任までの期間（令和元年）

1か月以内	全体の42.0%
1～2か月	全体の33.6%
2～3か月	全体の13.3%
3～4か月	全体の5.5%

(4) 誰が後見人になるか

ア 親族が後見人になることが難しい場合

- ・本人の財産が一定以上の場合（名古屋家裁は流動資産1200万円以上ある場合は、親族後見人のみによる後見は認めないとの運用がなされている）
- ・本人と親族に利益相反関係、利害対立関係がある場合（例：相続の場面、本人と親族の財産に混同がある場合）
- ・親族間で後見申立についての意見の対立がある場合
- ・その他親族による適切な後見業務の遂行が期待できない場合

イ 後見人への就任を希望する親族がいる場合の親族への説明の重要性

- ・必要に応じて上記アの点を説明しつつ、希望しても必ずしも後見人に選任されるとは限らないことを予め説明しておく必要がある。
- ・この説明が不十分な場合、選任された専門職後見人が親族との信頼関係の構築に苦勞することもある（親族からしてみれば専門職後見人は「自分の希望に反して選任された」人となるため）。

(5) 取下げの制限，審判に対する異議

- ・一旦後見開始の申立を行った場合，取下げには家庭裁判所の許可が必要
- ・後見開始の審判に対し異議を言える場合（即時抗告）

成年後見を開始するかについての異議 ⇒ ○

成年後見の種類（後見，保佐，補助）についての異議 ⇒ ○

選任された後見人についての異議 ⇒ ×

(6) 申立人から後見人への引継

・後見人が選任されたら緊急に動いてもらう必要がある事項がある場合には早めに申立人から後見人に連絡しておくといよい（候補者が決まった段階，後見開始の審判がなされた段階）。

∵後見人は選任されても記録の謄写を直ぐできるわけではなく，選任の審判が確定しないと記録の謄写はできない（記録の閲覧はできる）。

…後見人の手元に申立記録が来るのは通常，選任の審判から2～3週間程度後のことが多い。

…後見人としても選任されたばかりの段階では，手持ち資料からだけでは緊急に動くべき事項が何かあるのかは分からないことが多い。

以 上